

## 浜松市私道公共下水道設置要綱

浜松市私道公共下水道設置要綱（平成元年 4 月 1 日）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は公共下水道事業認可区域内にある私道における公共下水道の設置基準を定め、業務の適正な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、下水道法に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 私道 建築基準法第 42 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 2 項に規定する道とする。
- (2) 受益者 私道に隣接する土地及び家屋所有者をいう。ただし、その土地が長期にわたり借地権等が設定されている場合は、その権利者（借りている者）とする。
- (3) 低地区域 ポンプ排水に係わる排水ポンプ、ポンプ槽、圧送管、電気設備及びこれらに附帯する施設（以下「ポンプ施設等」という。）を設置しなければ汚水を排除出来ないとして浜松市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認める区域をいう。

（公共下水道の設置）

第 3 条 第 4 条に規定する設置基準に適合している場合、私道公共下水道の設置は当該私道に埋設されている埋設物の移設及び撤去に係わる費用負担を除き管理者が行い、管理者が所有権を有する。

（設置基準）

第 4 条 私道に対する公共下水道の設置は、次に掲げる要件をすべて満たした場合とする。

- (1) 公共下水道の設置及び維持管理に支障がないこと。
- (2) 公道に面していない受益者が 2 名以上あり、かつ、2 名以上の受益者が公共下水道の設置及び接続を要望し、管理者が定める設置時期に、受益者負担金の納付及び排水設備工事（宅内排水設備）の実施について承諾していること。ただし、受益者数は共有の場合 1 名として数える。
- (3) 私道に所有権若しくはその他権利を有する者が、私道への公共下水道施設設置、及び維持管理について承諾していること。
- (4) 私道の使用期間は公共下水道施設存続期間とし、土地使用料は公共下水道施設設置費用及び維持管理費用とすることについて、私道に所有権若しくはその他権利を有する者が承諾していること。
- (5) 公共下水道存続期間において、要望者の事情により公共下水道施設の移設及び撤去等の必要が生じた場合は、それらに係わる費用全てを私道に公共下水道施

設置を要望する者（以下「要望者」という。）が負担することについて承諾していること。

- (6) 低地域の私道については、公共下水道施設設置及び維持管理に支障ないポンプ施設等の設置が可能であり、かつ、設置場所に所有権若しくはその他権利を有する者がポンプ施設等の設置を承諾していること。

（要望手続き及び決定）

第5条 要望者は、代表者を定め当該代表者を通じて私道公共下水道設置要望書（第1号様式）に、次の書類を添付し管理者に提出するものとする。

- (1) 要望者の名簿（第2号様式）
- (2) 状況調書（第3号様式）
- (3) 公共下水道設置承諾書（第4号様式）
- (4) ポンプ施設等設置承諾書（第5号様式）
- (5) 位置図（住宅地図等）
- (6) 公図写し
- (7) 道路指定の状況資料

2 管理者は、第1項に基づく要望書の提出があったときは書類を審査し、私道公共下水道設置要望書の受理書（第6号様式）により代表者に通知するものとする。

また、要望内容に疑義があった場合は、書類の修正等について依頼書（第7号様式）により代表者に要望書の修正を依頼できるものとする。

（管理者の責務）

第6条 第5条第1項に基づき提出された要望書を受理した場合は、速やかに当該地の事業計画を作成し、公共下水道の整備及び普及促進に努めるものとする。

（維持管理）

第7条 私道に設置した公共下水道施設は管理者が維持管理するものとする。

2 要望者は前項の維持管理に支障がないよう努めるものとし、管理者が行う調査、工事等に対して拒否することはできないものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱の規定による要望書の提出があった場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

要望代表者 住 所

氏 名 印

T E L

私 道 公 共 下 水 道 設 置 要 望 書

浜松市私道公共下水道設置要綱に基づき、公共下水道施設の設置を要望します。なお、公共下水道施設の設置には下記条件を承諾いたします。

【承諾する条件】

浜松市私道設置要綱に従います

公共下水道設置時期は浜松市の施工計画に従います

供用開始後、遅滞なく排水設備を設置します

公共下水道設置に伴う既存埋設物の移設費等は要望者が負担します

下水道事業受益者負担金を滞納しません

要望に関する協議・連絡事項等は関係者全員に周知します

要望内容に関する異議申立て等は要望者が処理します

要 望 場 所	浜松市
私 道 の 幅 員	m                      c m
私 道 の 延 長	m                      c m
受 益 者 数	人
要 望 者 数	人
地 下 埋 設 物	

様式第2号(第5条関係)

要 望 者 の 名 簿

供用開始後遅滞なく排水設備を設置しますので、浜松市私道公共下水道設置要綱に基づき、公共下水道施設の設置を要望します。

要 望 者 名	印	住 所	備 考

【記入について】

公共下水道施設要望者全員の署名・押印をお願いします。共有敷地の場合は共有者全員の署名・押印が必要となります。なお、備考欄の記入については、土地所有者は『土地』・家屋所有者は『家屋』・受益者負担金納入者は『受益者』と記入して下さい

様式第3号(第5条関係)

状 況 調 査 書

【土 地】

【家 屋】

地 番	所有者の氏名・印	所有者の氏名・印
	所有者の住所	所有者の住所
	印	印
	印	印
	印	印
	印	印
	印	印
	印	印
	印	印
	印	印
	印	印

【記入について】

私道所有者及び私道に隣接する土地所有者の署名・押印をお願いします。共有敷地の場合は共有者全員の署名・押印が必要となります。

様式第 4 号 ( 第 5 条関係 )

平成 年 月 日

( あて先 ) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

私道所有者 住 所

氏 名 印

公 共 下 水 道 設 置 承 諾 書

浜松市私道公共下水道設置要綱に基づき、浜松市 の所有地(私道)に公共下水道を設置することについて下記事項を承諾します。

記

下水道管理者が公共下水道施設を設置すること。

公共下水道設置及び維持管理のために下水道管理者が土地に立ち入ること。

公共下水道の所有権を浜松市(下水道管理者)とすること。

私道の使用期間を公共下水道存続期間とすること。

土地の使用料は公共下水道施設設置費用及び維持管理費用とすること。

公共下水道施設の設置及び維持管理に支障を及ぼす施設を設置しないこと。

土地の所有権の変更等をする場合は、上記承諾事項( ~ )を受け継がせること。

様式第5号(第5条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

私道所有者 住 所

氏 名 印

ポ ン プ 施 設 等 設 置 承 諾 書

浜松市私道公共下水道設置要綱に基づき、浜松市 の所有地(私道)に公共下水道に関するポンプ施設等を設置することについて下記事項を承諾します。

記

下水道管理者がポンプ施設等を設置すること。

ポンプ施設等の設置保守点検・維持管理のために下水道管理者が土地に立ち入ること。

ポンプ施設等の所有権を浜松市(下水道管理者)とすること。

私道の使用期間を公共下水道存続期間とすること。

土地の使用料は公共下水道施設設置費用及び維持管理費用とすること。

ポンプ施設等の設置及び維持管理に支障を及ぼす施設を設置しないこと。

土地の所有権の変更等をする場合は、上記承諾事項( ~ )を受け継がせること。